

1. 件名：「新規基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(川内原子力発電所及び玄海原子力発電所 保安規定変更認可申請(組織改正))【1】」
2. 日時：令和5年2月21日(火) 16時00分～16時25分
3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室(一部TV会議システムを利用)
4. 出席者：(※・・・TV会議システムによる出席)

原子力規制庁：

(新基準適合性審査チーム)

奥企画調査官、中川上席安全審査官、鈴木主任安全審査官

九州電力株式会社：

原子力発電本部 原子力建設部長 他10名(うち6名※)

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- ・参考資料 川内原子力発電所及び玄海原子力発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請について「組織改正に伴う変更」

【川内原子力発電所】

- ・資料1 川内原子力発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請書
- ・資料2 川内原子力発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請について「組織改正に伴う変更」(補足説明資料)

【玄海原子力発電所】

- ・資料1 玄海原子力発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請書
- ・資料2 玄海原子力発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請について「組織改正に伴う変更」(補足説明資料)

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	原子力規制庁スズキです。
0:00:04	本日は九州電力玄海川内伊井の保安規定組織変更に係る、
0:00:10	変更認可申請の
0:00:13	ヒアリングを始めます。
0:00:18	申請されてからちょっと時間があきましたけれども、
0:00:21	第1回目の事実確認のヒアリングになります。こちらの体制としまして、 原子炉規制庁の体制としましては、
0:00:30	奥調査官、それから仲川上席安全審査官、渡鈴木主任安全審査官が 対応いたします。
0:00:39	今日の資料は、
0:00:42	5点。
0:00:43	出ているかと思えますけどまず九州電力の方から資料確認の説明をお願い します。
0:00:55	はい。九州電力の植村でございます。
0:00:59	右肩、資料1と振っております。川内原子力発電所、
0:01:07	タイトルですが川内原子力発電所減少施設保安規定変更認可申請に ついてというもの、それから、その補足説明資料としまして資料2、川内 原子力発電所、原子力施設保安規定、
0:01:23	変更認可申請について、括弧組織改正に伴う変更の補足説明資料、こ ちらが川内の資料となっております。
0:01:30	それから、玄海の資料になりますが、タイトル、右肩資料1で玄海原子 力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請について、
0:01:42	それからその補足説明資料としまして資料2、
0:01:46	玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請について、組織 改正に伴う変更という補足説明資料、
0:01:55	それから最後に参考資料でございますが、パワーポイント右側上にござ います。川内原子力発電所及び玄海原子力発電所原子炉施設保安規 定変更認可申請について、括弧、
0:02:10	組織改正に伴う変更、2023年2月21日付のものとなっております 資料、以上5点となっております。
0:02:20	はい、原子力規制庁スズキです。ありがとうございます。資料の方は、
0:02:25	こちらは一応一通り目を通しておりますので、
0:02:30	特段説明をしたいということがなければ、
0:02:35	質疑応答から入っていきたい

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:37	ますけど
0:02:38	言い方としてはよろしいでしょうか。
0:02:41	はい。九州電力の植村でございますその通りで、大丈夫、結構でございます。
0:02:46	はい、原子炉規制庁鈴木です。では次の方に入らせてもらいます。まず、今回の
0:02:54	組織変更として申請されている内容が簡単に参考資料の、
0:03:01	右肩 2 ページに、
0:03:05	ありますけれども、
0:03:09	ここの説明詳細に資料 2 の、
0:03:14	例えば玄海の資料 2 でいうと、
0:03:21	右下通しページの 49 と 50 ページに、
0:03:25	仙台の方も同じ内容が書いてあると理解しておりますけれども、
0:03:31	書いてある。
0:03:36	ここの、
0:03:37	先ほどの参考資料のパワポの右肩 2 ページそれから資料 2 の、
0:03:43	後ろの方の、詳細に書いてある内容は、組織変更をどうするかという観点で、
0:03:52	書いてあると思ってまして、一方で今回の資料 1 の、
0:03:57	変更申請書、これ自体は、
0:04:01	法案に関する措置、これをどう変えるかという観点で、申請されているので、若干ニュアンスが違うのかなというふうに思っていますんで、
0:04:11	その辺のニュアンスのところは、埋めていく形で確認をしていきたいと思えます。
0:04:18	で、資料 2 の、
0:04:21	組織変更の
0:04:24	詳細について、
0:04:26	書いてあるものを、取っかかりに、
0:04:29	確認をしていきたいんですけどまず、
0:04:32	原子力統括部門の
0:04:35	廃止という、
0:04:38	玄海の資料 2 でいうと 49 ページの下側のところから、
0:04:43	の説明こちらまず、
0:04:45	確認していきますけれども、
0:04:50	廃止という言い方は、保安規定認可申請の、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:55	方でははいCという意味合いではなくって、どちらかというと、
0:05:01	現、現在の原子力統括部門の
0:05:07	組織、或いはその長が、の職務、これについて、
0:05:13	保安に関することが、原子力管理部門の方に、
0:05:18	一部移管されると。
0:05:19	いうふうに理解しています。
0:05:22	で、一部というのは、申請書の方では見れなくて、
0:05:26	資料2の方の説明資料の方から読み取った。
0:05:31	ことなんですけれども、
0:05:33	一部と言っている。
0:05:35	意味について、
0:05:37	ちょっと私の方の認識を、話をしていきますので、
0:05:42	認識が正しいかどうかを確認したいと思います。
0:05:46	まず、
0:05:48	原子力
0:05:50	現在の原子力統括部門が、
0:05:55	その部門長が職務としている。
0:05:59	コンプライアンス活動。
0:06:01	これについて、
0:06:03	資料2の方の説明ではコンプライアンス活動には二つ話があって、
0:06:12	原子力の、
0:06:14	透明性向上を図る。
0:06:17	という観点での活動。
0:06:21	それから、
0:06:23	九州電力の仲野田野、
0:06:29	他の本部、他の本部っていうのかな他の原子力以外のところの組織からの、
0:06:35	視点を取り入れるという活動。
0:06:39	この2点があって、
0:06:43	資料2の、
0:06:45	50ページに行って、
0:06:49	2020年3月にはという、2段落目のところからの説明だと。
0:06:57	透明性向上については、それなりに
0:07:04	達成基準が何があるかわかりませんが、
0:07:08	改善されているという話になって、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:13	ここについてはそこで、
0:07:15	コンプライアンス活動が終了したのかなというふうに思っております。それからもう一つの、九州電力の他部門からの多様な視点を取り入れ、
0:07:26	これについては、残しコンプラ活動の中として残して、原子力管理部門に、
0:07:34	移管すると。
0:07:35	いうふうに、
0:07:37	読めますけれども、ということは、申請書でいうとですね、
0:07:44	玄海でも川内でもいいんですけど、
0:07:47	5、第1編の5条。
0:07:50	原価だった一遍ですね。
0:07:52	5条の保安に関する職務、
0:07:55	を見ると、
0:07:59	もともとこのコンプライアンス活動っていうのは、
0:08:02	両括弧1で社長が、
0:08:05	統括するというふうに言っていて、その下、コンプライアンス活動の一部が、
0:08:11	現在の原子力総括部長の職務として、
0:08:17	ありましたそのうちに二つの話が透明性の話と、
0:08:22	他部門からの、
0:08:30	多様な施栓地点の取り入れというのが、
0:08:33	あったんですけども、
0:08:35	前者の、
0:08:36	透明性の話は、
0:08:38	一旦ここで、
0:08:40	終了して、社長のコンプライアンス活動の中からも外れるというふうに読めるんですけども、
0:08:47	その認識でよろしいですか。
0:09:08	すいません九州電力の本店のモトムラっています。
0:09:12	コンプライアンス活動についてのご質問ですが、まずその透明性向上につきましては一旦原子力総括部門での設置の目的として、
0:09:26	あるんですが、今後もそのコンプライアンスの活動の中の一つの項目として、継続して実施していきます。
0:09:37	以上です。
0:09:42	原子力規制庁スズキでそうすると、今の資料2の説明上では、もう、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:47	原子力管理部門、
0:09:49	の方にそれは引き継がないように読めるんですけど、実際には、
0:09:56	現在の現職総括部門が持つるコンプライアンス活動はすべて原子力管理部門に移管するというふうに、
0:10:05	な説明になるということですか。
0:10:10	九州電力の本村です。その通りでございます。
0:10:14	原子炉規制庁鈴木です。まず資料はそういうふうにしっかり書いていただいた方がいいと思うので、
0:10:21	組織改正の目的だとか意図だとか、その辺のところ、
0:10:27	誤解されるような書き方をされてしまうと、保安規定の変更認可申請書の内容が、
0:10:36	記載が変わらないのに、実際内容は変わってるように思ってしまうので、そこははっきり
0:10:42	明確に、
0:10:43	説明をするような資料に直していただけますか。
0:10:48	よろしいですか。
0:10:50	了解しました。九州電力の本村です。了解いたしました。
0:10:57	はい、原子力規制庁スズキです。ではそこは
0:11:00	改めて資料を確認したいと思います。
0:11:04	もう一つ、これは保安規定の認可申請の中で大きく読めるところですけども原子力、原子燃料部門の
0:11:21	原子燃料部門を、
0:11:24	発電本部の方に、
0:11:29	統合するという、
0:11:32	話ですけども、
0:11:34	その頭のところは申請書を見る、申請書の中の法案に関する、
0:11:41	活動職務の記載については、そのまま文字、文字としてはスライドしてるように読めるんですけども、
0:11:49	まず、この原子燃料部門がそもそも何をしているかっていうところが、
0:11:57	保安に関する職務
0:12:00	に書いてある内容、
0:12:02	と、先ほどの資料2の、
0:12:05	組織の変更の目的とか意図に書いてある内容が若干ずれているなっていう気がするので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:13	まずそこから明確にしていきたいんですけど、まず、保安規定の変更認可申請の、
0:12:22	変更前も変更後も同じだと思うので、5条の保安に関する職務のところ で原子燃料部門が、
0:12:29	業務を行うとしているところに、
0:12:37	原子
0:12:39	調達先の評価選定等に関する業務を、
0:12:44	統括する。
0:12:46	それから、
0:12:48	安全文化醸成活動を統括する安全文化の方は、
0:12:54	特段き
0:12:56	確認することはないんですけど、
0:12:58	調達先の評価選定等に関する、
0:13:02	と書いてあるところの等々の内容っていうのは、他に何かあるんでしょうか。
0:13:47	九州電力の白尾でございます。すいません本店の方で今日原子燃料 の方はご出席されてると思うんですけども、
0:13:54	どなたかいらっしゃいますか。
0:14:00	はい。津崎本田の方参加しておりますが、ちょっと整理してますので 少々お待ちください。
0:14:10	原子力規制庁スズキです先に
0:14:13	もう一つの観点で、もうお聞きしときますけれども、
0:14:17	資料2の、
0:14:19	玄海で49ページのところに、原子燃料部門の
0:14:24	業務の実施状況というのが両括弧2で書いてありますけれども、
0:14:29	ここには、調達先の評価選定ではなく、原子燃料調達関係等の業務と、
0:14:38	いうふうに書いてあって、調達行為をしているような、
0:14:45	いうふうに読めて、結局この頭、
0:14:49	どちらの等もお互いに補完し合っているのであれば、
0:14:54	調達先の評価選定だけじゃなくて実際の調達行為もされているのか なっているように、
0:15:01	読めましたので、その理解でいいかどうかという観点でお聞きしていま す。
0:15:08	整理できたらお声掛けください。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:24	九州電力本店ミヤモトですすみません、整理し次第、ご回答いたします。
0:15:44	原子力規制庁数ベースでは今の質問を整理次第、回答していただくこととして原子燃料部門の
0:15:53	業務として確認したことを続けますけれども、まずですね、
0:16:01	調達先の評価選定、
0:16:04	これについては、規制委員会を出している。
0:16:08	品質管理の基準規則、
0:16:11	でいうと、
0:16:26	第 34 条の調達プロセス。
0:16:30	これの中の、
0:16:35	3 項 4 項、5 項に、
0:16:38	調達、
0:16:39	相当すると思っております、
0:16:42	これ自体は、調達行為ではなくって、サプライチェーンの確立のための、
0:16:50	活動だと認識していますので、
0:16:54	いわゆる、
0:16:57	施設購入設計及び工事には該当しないと思う。
0:17:02	まずけれども、
0:17:04	実際の個別案件の調達、
0:17:07	の行為、これに関しては、
0:17:10	今の基準規則でいうと 34 条の、
0:17:16	2 項と、
0:17:18	6 項に該当すると思えますけど、
0:17:21	こちらは、
0:17:23	調達物品を調達する。
0:17:26	個別業務のことについて書いてありますのでこれは、
0:17:29	いわゆる設計及び工事の中に含まれるというふうに理解しています。要するに、仕様書を作って、
0:17:37	それから調達先をエースあらかじめ選定しておいたところから選択して、
0:17:44	そこに発注契約をかけて、
0:17:47	納品があって、検証して妥当性確認をすると。
0:17:51	そういう行為を、これは設計及び工事の一部だというふうに我々理解していますので、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:58	二つの内容を両方は入っているんであれば、両方の話をしっかり、
0:18:04	保安のに関する職務として明確にさせていただく必要があると思っ ていま
0:18:10	して、
0:18:10	これは、
0:18:13	今後何かしら設工認があるときなんかには、
0:18:17	工事の方法等のところで、
0:18:19	登場する話になりますので、
0:18:22	そこは明確にさせていただきたい。
0:18:29	この、先ほどの整理が終わりましたら、ここんところも、
0:18:33	回答いただきたいと思います。
0:18:37	整理時間がかかるようでしたら今日のところは回答は求めません ので、
0:18:43	後程改めて
0:18:47	資料の修正含めた上で、
0:18:50	回答していただこうと思えますけど、どういたしますか。
0:18:59	すいません九州電力の田仲です。九州電力本店の方で、ちょっと
0:19:07	直ちに答えることができないようであれば、ちょっと宿題として持ち帰 ろうと思えますけども、いかがでしょうか。
0:19:21	はい。九州電力本店です。そのようにさせていただきたいと思っ ており
0:19:29	ます。
0:19:29	はい、原子炉規制庁、由井です。了解しました。
0:19:34	他に。
0:19:35	現象規制庁から確認したいことがありますでしょうか。
0:19:42	はい。規制庁の奥でございます。1点確認なんですけども、資料の2、
0:19:48	川内の資料の2の35ページ。
0:19:54	なんですけども、
0:19:55	こちら、
0:19:57	確認しておりますと、現職総括部門を現職管理部に統合する経緯ね ら
0:20:12	いについて、修正している部分ですけども、こちらの外部の委員会 の方
0:20:20	からも確認されて、透明性の向上等に実績を上げたというふうな こと
0:20:20	が書いてありまして、
0:20:12	そういう中で、これまでの体制を変更する理由というかねらいとい うか、
0:20:20	あたりが、はい。
0:20:20	これこれまで一定の成果を上げてきて業務移管されるということで、 基
0:20:20	本的にはそういう意味では、機能を保持されるという今のお話 でしたの

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	で、ある意味合理化を図ることなのかなと理解してますがそれはそういう理解でよろしいのでしょうか。
0:20:37	九州電力佐野です。はい。先ほど言っていた理解で問題ありません。
0:20:43	はい、規制庁の奥です。了解しました。
0:20:48	原子力規制庁側から本日提出された資料に基づいた質疑は以上となります。で、
0:20:57	今日、私の方からお聞きしたところが該当がられば、
0:21:06	保安規定の変更認可申請の内容そのものが、現状のままで、
0:21:11	審査できるかどうか、確定で、
0:21:15	その資料の提出をもって、そのところを今後確認していきたい。
0:21:22	もし、
0:21:23	補正の内容等が生じるようであれば、その辺も含めて、審査会合の場で、
0:21:33	確認していくかどうかというところは改めて検討したいと思いますので、よろしくお願
0:21:39	九州電力の方から、何か確認しておきたいこととか、或いは追加で説明しておきたいことが、
0:21:46	ありましたらお願いします。
0:22:03	はい。期末じゃなく本年からは特にございません。
0:22:25	すいません九州電力さんですそうですねありがとうございます。
0:22:29	一応念のためなんですけども、転換としましては1月20日に本申請させていただきます。
0:22:38	7月に組織改正といったものを行おうと思っておりますので、
0:22:43	規定文書の予備等ありますので、5月の下旬ぐらいまでに、
0:22:50	その審査を、
0:22:52	こちらがですね、コメント回答さ、確認内容を回答させていただいて、認可いただけたらなと思っております。すいません九州電力は以上です。
0:23:03	原子力規制庁鈴木です。
0:23:07	今後のスケジュールについては、
0:23:12	規制庁側としても若干思うところがありまして、何かと言いますと先ほどの、
0:23:18	原子燃料部門の
0:23:21	が、発電本部の中に組み入れられるというところで、
0:23:26	そこについて、先ほど言った調達行為をする職務を、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:32	公安職の職務として負っているのであれば、
0:23:36	現在、玄海の4号として、高燃焼燃料導入の設置変更の、
0:23:43	申請をしていて審査に入っているんで、
0:23:46	もうその5の、
0:23:48	技能のところの、
0:23:50	組織、それから役職、
0:23:54	それがどういう職持っているかというところに関わってきてしまうので、
0:23:59	もし調達行為を行っているという回答であれば、そちらの設置変更の審査会合の方でも、
0:24:08	確認をしたいと。
0:24:10	で、
0:24:11	現状は多分、
0:24:13	その、この今回の保安規定の変更認可申請の組織変更の内容は入っていないので、
0:24:21	関わってくるのであれば、
0:24:23	その辺のところも含めて、
0:24:27	合わせて審査をしたいと思いますので、若干その辺のスケジュール感を考えていただいて、九州電力として、
0:24:36	資料の準備の方は進めていただければなというふうに思います。
0:24:41	単独であれば先ほど九州電力が思ってるようなスケジュール感でよければ、相対をしますけれども、
0:24:48	単独じゃなくなった場合は、
0:24:50	お互いにその補正を、
0:24:52	の関係がどうなるかといったところも含めて、
0:24:56	確認をしていきますので、
0:25:00	規制庁側からは以上ですけれども、
0:25:03	ほかに何かスケジュール管理。
0:25:06	はい。大丈夫ですか、規制庁。
0:25:09	では
0:25:11	一通りこれで1回目として確認しなければならないところは、出揃ったと思いますので、
0:25:19	本日のヒアリングはこれで終了したいと思います。どうもありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。